

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

阿南丹生谷の観光地と農林業を支援するまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県、那賀郡那賀町

3. 地域再生計画の区域

徳島県那賀郡那賀町の全域

4. 地域再生計画の目標

那賀町は徳島県の南東部に位置し、地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈などを配し、標高 1,000 m 以上の山々に囲まれ、地域の 9 割以上が森林の中山間地域である。

地域内には森林とのふれあい体験等による学習施設としての森林文化公園『あいあいらんど』、心身が癒される清流『那賀川』沿いにはもみじの美しい『高ノ瀬峡』や『わじき温泉』をはじめとする温泉施設等の観光施設が点在しており、又、古くからの主要産業である林業では『木頭スギ』をはじめとする木材生産や森林整備が行われ、農業面では中山間部から平坦部にかけて徳島ブランドであるすだち・ゆずの柑橘類やたけのこ・切り花の生産を行っており、京阪神圏に対する生鮮食料供給基地としての重要な地位を築いている。特に切り花においては、規模拡大を図りながら、オモトが全国 1 位、ケイトウが西日本 1 位まで成長してきている。

町の基幹的な産業は農業・林業の 1 次産業であるが、林業では産業構造の変化に加え、過疎・高齢化の影響を受け、従事者は減少し高齢化も進んでいる。更に林道等の道整備が遅れていることが木材の搬出や間伐を行うときの大きなネックとなっており、このことが更に林業経営に対する意欲の喪失に拍車をかけ、森林の荒廃化が進み、地域の重要な資源である自然環境の多くを失いかねない現状である。農業面においても同様に高齢化・担い手不足の波がうち寄せてきており、地区内では、営農の拡大・効率化を図ろうとする農家も存在するが、地区内の道路の幅員が狭くしかも改修工事が進んでいないため通行の危険も多く、農産物や生産資材の運搬に大きな支障を来していることから効率的な農業が展開できず、営農意欲の減衰となって現れ、耕作放棄地の増加・農村地域の活力の低下を生み出している。

町においては上記の道整備が遅れていることが、過疎化・高齢化に拍車をかけており、ますます厳しくなる財政運営の中、住民ニーズに対応したより質の高い、多様な住民サービスが求められるとともに、すべての人々が安全に安心して生活できるような道路・交通体系や防災体制の充実が求められている。

このため、地域再生の基幹となる町道及び農林道の効率的・一体的な整備により町内の道路網のネットワーク化を行い、地域住民の利便性の向上を図ると共に、連携した道路整備による農林水産物の集出荷における輸送時間の短縮・流通体系の改善・輸送労力の節減を図り、基幹産業である第一次産業の資源を生かした既存産業の活性化による雇用の促進、若者の働く場の確保を行う。又、観光施設を拠点とした川下から川上に至るアクセス機能の強化により、円滑な通行を確保することで施設利用者の増加と観光地を中心とした地域振興施策を図る。併せて関連事業との連携により緊急時の防災対策の充実、森林の保全を図り、住民が安心して生活できる生活環境の整備を行う。

これらのことにより町の基本理念である『住む人には住みやすく、訪れる人にはもう一度来たいような魅力いっぱいのまちづくり』を行うこととする。

- (目標1) 町道整備による拠点施設(役場及び役場支所)へのアクセス改善(全戸数の内14%改善)
- (目標2) 農道整備による農産物の集出荷施設への輸送時間短縮(輸送時間の40%短縮)
- (目標3) 林道整備による森林整備実施面積の増加(今後10年間の要整備面積の63%を整備)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

温泉等の観光拠点施設へのアクセス道として町道7路線の拡幅・改良工事を行い、川下から川上に至る町全域のアクセス機能の強化を図り、円滑な通行を確保することで、施設利用者の増加と観光地を中心とした地域振興施策を図る。

さらに、地域の基幹産業である農林産物の集出荷をスムーズにし、担い手の育成・耕作放棄地の減少化・農業経営を支援するため広域農道1路線の整備を行う。

又、古くからの主要産業である林業の中心地にある「木頭林業地域」の活性化を図るために、林道5路線の開設、林道5路線の改良などを行い、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化により、間伐遅れとなっている森林の解消と搬出間伐を促進する。

広域農道阿南丹生谷地区は、平成2年10月24日事業計画の確定がされている。林道は平成15年12月(平成16年12月変更)に那賀・海部川地域森林計画が樹立されている。町道は、昭和47年3月13日認定路線になっている。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等は、別添の整備箇所を示す図面による。

- ・町道 道路法に規定する町道に次のとおり認定済み。

町道「120号線」	平成元年9月29日
町道「段所線」	昭和58年10月1日
町道「蔭谷線」	昭和58年10月1日
町道「水崎線」	昭和60年12月20日
町道「海川出原線」	昭和57年3月30日
町道「出羽線」	昭和47年3月13日
- ・広域農道 事業採択を平成2年6月7日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成2年10月24日に確定している。
- ・林道 森林法による那賀・海部川地域森林計画(平成15年12月樹立・平成16年12月変更)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・町道(那賀町) 那賀町・徳島県(過疎代行)
- ・広域農道(那賀町) 徳島県
- ・林道(那賀町) 徳島県、那賀町

[事業期間]

・町道（平成 17 ～ 21 年度）、広域農道（平成 17 ～ 21 年度）、林道（平成 17 ～ 21 年度）
〔整備量及び事業量〕

- ・町道 5.84km、広域農道 1.64km、林道 17.9km
- ・総事業費 4,660,624 千円
 - 町道 1,803,000 千円（うち交付金 901,500 千円）
 - 広域農道 1,365,000 千円（うち交付金 682,500 千円）
 - 林道 1,492,624 千円（うち交付金 782,282 千円）

（ 5 - 3 ）その他の事業

・町づくり交付金事業（防災センター工事）・・・ 2004 年の台風で大打撃を受けた木沢地区の防災用の拠点施設の整備を行い、併せて役場や消防団等の連携の強化を図ることにより、迅速な情報連絡体制の確立の元、水害、土砂災害、地震及び火災等の緊急時の防災体制の充実を図り住民が安心して暮らせる生活環境の整備を行う。

・森林（もり）づくり交付金事業・・・ 基幹的な作業道及び簡易作業道の整備を行うことで、林業の活性化と水源林の確保、森林保全の効率化と森林整備率の向上を図る。

・造林事業・・・ 造林、下刈り、間伐等の森林の保育事業を行い、地域活性化の原動力となる間伐材の有効利用を図るほか適正な森林の維持管理に努める。

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、関係行政機関等からなる「地域再生協議会」（仮称）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。